

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	27 年度		28 年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	49,688		49,947	
うち、出資金及び資本準備金の額	22,773		22,622	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	27,489		28,002	
うち、外部流出予定額 (△)	370		407	
うち、上記以外に該当するものの額	△203		△270	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36		33	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36		33	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,539		3,066	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,264		53,047	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	118	177	162	108
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	118	177	162	108
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	36	24
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	118		198	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	53,146		52,848	

(単位:百万円)

項 目	27 年度		28 年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	275,189		292,035	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△17,566		△3,920	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	177		108	
うち、繰延税金資産	-		24	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	27,575		13,787	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	9,831		9,735	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	38,291		36,777	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	313,480		328,813	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)／(二))	16.95%		16.07%	

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット	27年度			28年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,876	-	-	17,258	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,470	-	-	13,241	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	300	-	-	300	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	441,970	88,394	3,535	454,453	90,890	3,635
法人等向け	5,814	5,646	225	4,745	4,691	187
中小企業等向け及び個人向け	22,352	15,193	607	24,825	17,218	688
抵当権付住宅ローン	21,030	7,164	286	21,440	7,343	293
不動産取得等事業向け	5,005	4,909	196	4,115	4,035	161
3ヵ月以上延滞等	1,940	1,431	57	2,140	2,098	83
信用保証協会等保証付	82,380	8,154	326	85,672	8,487	339
共済約款貸付	586	-	-	625	-	-
出資等	19,349	19,344	773	18,734	18,709	748
他の金融機関等の対象資本調達手段	27,575	68,938	2,757	27,575	68,938	2,757
特定項目のうち調達項目に算入されないもの	238	597	23	522	1,305	52
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	-	△17,566	△702	-	△3,920	△156
上記以外	78,043	72,982	2,919	76,794	72,238	2,889
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	740,941	275,189	11,007	752,448	292,035	11,681
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	740,941	275,189	11,007	752,448	292,035	11,681
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	38,291	1,531	36,777	1,471		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	313,480	12,539	328,813	13,152		

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポージャーの種類ごとに記載しています。

(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注3) 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

(注5) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本にかかる調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

(注6) 「上記以外」には、貸出金、債券等を除く現金やその他の資産(固定資産等)が含まれています。

(注7) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## (2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)および3か月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

区 分	27 年度				28 年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	3か月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	3か月以上延滞エクスポージャー	
国 内	740,941	146,282	26,506	1,940	752,452	149,397	23,788	2,140	
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	740,941	146,282	26,506	1,940	752,452	149,397	23,788	2,140	
法人	農 業	775	756	-	-	777	720	-	46
	林 業	0	-	-	-	0	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	19,494	3,461	-	-	18,468	3,094	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	252	172	-	-	216	95	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	431	12	400	-	329	11	300	-
	金融・保険業	470,877	-	-	-	483,371	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,769	813	-	60	2,679	722	-	59
	日本国政府・地方公共団体	34,347	8,240	26,106	-	30,500	7,011	23,488	-
	上記以外	2,086	2,086	-	-	1,621	1,621	-	-
個人	131,654	130,738	-	1,401	137,243	136,120	-	1,579	
その他	78,251	-	-	-	77,244	-	-	-	
業種別残高計	740,941	146,282	26,506	1,461	752,452	149,397	23,788	1,685	
1年以下	387,685	7,015	3,210		461,229	6,025	1,300		
1年超3年以下	77,381	6,244	6,626		15,825	6,031	9,243		
3年超5年以下	11,989	7,572	4,416		9,140	7,838	1,301		
5年超7年以下	7,284	6,485	799		5,790	5,790	-		
7年超10年以下	9,379	9,379	-		8,903	8,903	-		
10年超	117,965	106,512	11,453		123,673	111,730	11,942		
期限の定めのないもの	129,249	3,072	-		127,888	3,076	-		
残存期間別残高計	740,941	146,282	26,506		752,452	149,397	23,788		

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注3) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	27 年度					28 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	40	36	-	40	36	36	33	-	36	33
個別貸倒引当金	977	1,010	80	897	1,010	1,010	610	148	862	610
合 計	1,017	1,047	80	937	1,047	1,047	643	148	899	643

## (4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	27 年度						28 年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	977	1,010	80	897	1,010	/	1,010	610	148	862	610	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	977	1,010	80	897	1,010	/	1,010	610	148	862	610	/
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外	141	216	3	138	216	-	216	71	-	216	71
個 人	836	794	77	759	794	-	794	539	140	654	539	
業種別計	977	1,010	80	897	1,010	-	1,010	610	148	862	610	

## (5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高		27年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後 残高	リスク・ウエイト 0%	—	43,258	43,258	—	38,512	38,512
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	82,312	82,312	—	85,528	85,528
	リスク・ウエイト 20%	—	442,022	442,022	—	454,509	454,509
	リスク・ウエイト 35%	—	20,300	20,300	—	20,827	20,827
	リスク・ウエイト 50%	—	500	500	—	368	368
	リスク・ウエイト 75%	—	20,409	20,409	—	23,109	23,109
	リスク・ウエイト 100%	—	103,718	103,718	—	100,464	100,464
	リスク・ウエイト 150%	—	28,180	28,180	—	1,030	1,030
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	27,575	27,575
	リスク・ウエイト 250%	—	238	238	—	522	522
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計	—	740,941	740,941	—	752,448	752,448	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、

- ① 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ② 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③ 自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること
- ④ 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。



## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	27 年度		28 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	300	-	300
金融機関向け及び第一種金商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	11	133	4	29
中小企業等向け及び個人向け	764	72	628	59
抵当権住宅ローン	-	648	-	537
不動産取得等事業向け	-	34	-	31
3ヵ月以上延滞等	-	33	-	41
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
その他	0	-	0	-
合 計	776	1,221	632	998

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「その他」には、現金および上記以外の資産(固定資産等)が含まれます。

## 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

## (1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①グループ会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① グループ会社については、経営上も密接な連携をはかることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基つき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①グループ会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じてグループ会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

区 分	27 年度		28 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	11,685	11,685	10,990	10,990
非 上 場	63,494	63,494	76,482	76,482
合 計	75,179	75,179	87,473	87,473

(注1) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

## (3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

27 年度			28 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
12	-	5,166	64	-	2,000

## (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

27 年度		28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,817	-	1,296	-

## (5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(グループ会社の評価損益等)

(単位:百万円)

27 年度		28 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8. 金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 当JAでは、各グリッド(期間ごと)の金利の1年前との変化幅のデータを最低5年間分収集し、小さい方(マイナス)から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは 99%目の値(損失が大きい方)を変化幅として使用し、金利リスク量を算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、
  - ① 過去5年の最低残高
  - ② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
  - ③ 現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。  
 金利リスク(1,358 百万円)＝運用勘定の金利リスク量(2,271 百万円)  
 ＋調達勘定の金利リスク(△912 百万円)  
 算出した金利リスク量は定期的に経営層へ報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。

### (2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

	27 年度	28 年度
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	△1,498	△1,358

(注1) 金利ショックは保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値、99パーセントイル値をもとに算定しています。

